

医事業務委託契約にかかる質問書に対する回答

R8.4.21

No	受付日	質問事項	回答事項
1	R8.4.15	<p>業務請負契約書（案）の条文について質問です。</p> <p>（契約解除） 第32条に、「乙の解除権」の条文がありません。 以下の①または②へ変更していただくことは可能でしょうか。</p> <p>① 当社雛形文言への変更または追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第●条（契約の解除および解約） 甲又は乙が次の各号の一に該当したときは、それぞれ相手方は何等の予告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。</p> <p>（1）本契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反、又は履行を怠ったとき。</p> <p>（2）財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき。</p> <p>（3）破産、民事再生、会社更生の申立があったとき。</p> <p>（4）その他、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。</p> <p>2 甲又は乙が前項以外の事由により、契約期間中に本契約を解約しようとするときは、<u>3ヶ月前</u>※までに書面をもってその旨を相手方に通知することにより、本契約を解約することができる。 ※この期間については協議の上決定したいと考えています。</p> </div> <p>② 乙の解除権のみの条文の追加</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第●条の2（乙による契約の解除および解約） 甲が次の各号の一に該当したときは、乙は何等の予告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。</p> <p>（1）本契約の遵守勧告若しくは違反事項の指摘を行ったにもかかわらず、その後も本契約に定める事項に違反、又は履行を怠ったとき。</p> <p>（2）財産上の信用に係る差押え、競売、強制執行、延滞処分等を受けたとき。</p> <p>（3）破産、民事再生、会社更生の申立があったとき。</p> <p>（4）その他、本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき。</p> <p>2 乙が前項以外の事由により、契約期間中に本契約を解約しようとするときは、<u>3ヶ月前</u>※までに書面をもってその旨を甲に通知することにより、本契約を解約することができる。</p> </div>	<p>原則、契約書（案）を変更することはできません。但し、契約締結後に、契約書第36条（附則）「本契約に定めのない疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする」により、変更契約を取り交わすことも可能と考えております。</p>